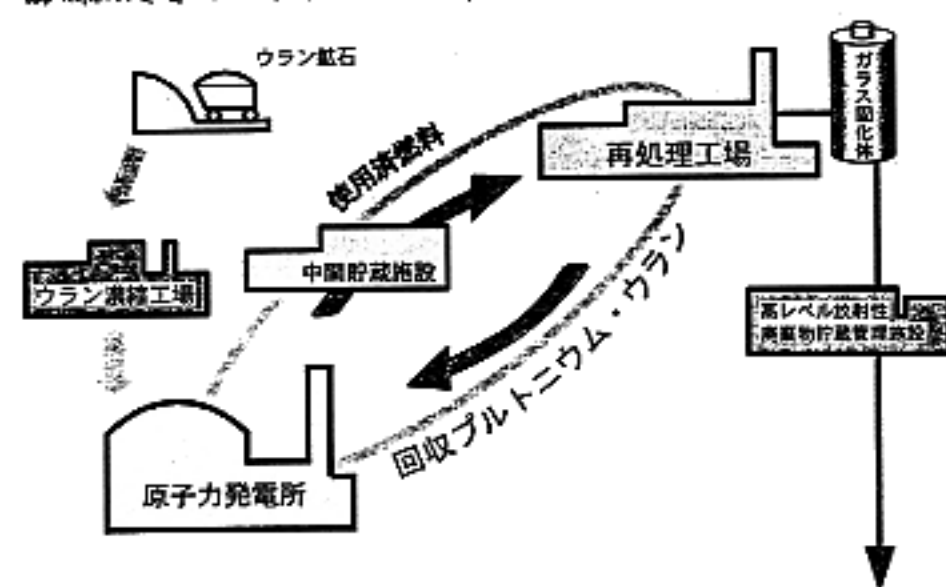


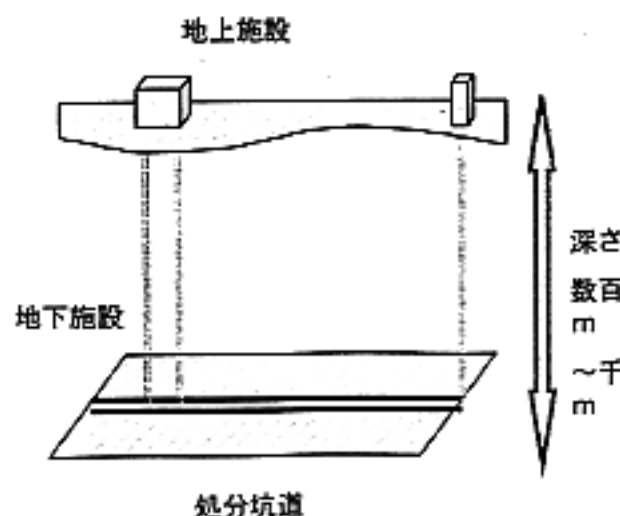
高レベル放射性廃棄物の処分について

核燃料サイクルの流れ



高レベル放射性 廃棄物の地層処分

高レベル放射性廃棄物は、数
百メートルから千メートル程
度の深い地下に最終的に処分



高レベル放射性廃棄物の処分事業の実現は、原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つであり、一刻も早い取組が不可欠

○諸外国においては、既に処分実施主体が設置され処分費用の手当がなされており、我が国の取組は、既に具体的な施策が開始されている諸外国に比べて10年ないし20年余り遅れている状態。

諸外国における高レベル放射性廃棄物処分事業の現状

主要国	処分実施主体	資金確保	制度の設立
アメリカ	1982年設置 エネルギー省内部部局	1983年開始 約1兆1,100億円	放射性廃棄物政策法 (1982年)等
スウェーデン	1984年設立 スウェーデン核燃料・廃棄物 管理会社	1981年開始 約2,900億円	原子力活動法 (1984年) 財源法(廃棄物基金) (1981年)
スイス	1972年設立 放射性廃棄物管理協同組合	1992年開始 約5,200億円	原子力法(1959年)等
フランス	1978年設立 放射性廃棄物管理機関	1975年開始 (西営電力会社等の内部積立 金)	放射性廃棄物管理研究法 (1991年)
ドイツ	1976年設立 連邦放射線防護庁	1982年開始 約4兆200億円	原子力法 (1959年、1994年改定)等
フィンランド	1995年設立 ポシヴァ社(Posiva Oy)	1988年開始 約1000億円	原子力法 (1987年)

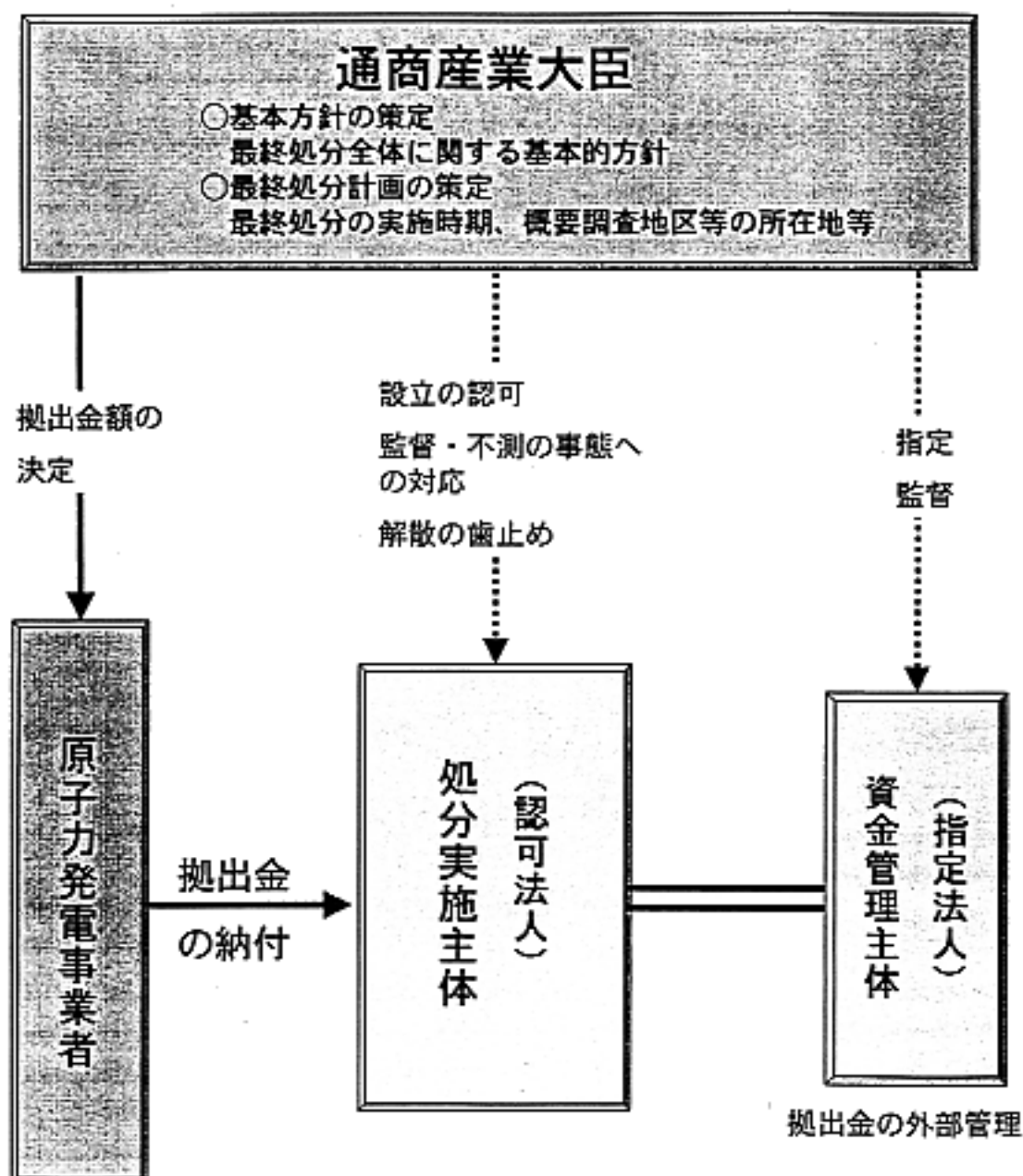
○最も事業が進捗しているフィンランドの例

- フィンランドにおける放射性廃棄物処分対策は、1987年に制定された原子力法に基づき進められている。
- 地層処分は、国の規制、許認可、監督の下、電気事業者によって設立され、処分を委託された民間会社ポシヴァ社(Posiva Oy)が行うこととなっている。
- 資金確保は、1987年に制定された原子力法に基づき国家放射性廃棄物管理基金への提出が開始され、1998年までに約1000億円が積立てられている。
- ポシヴァ社は、既に処分候補地点としてオルキオト(ユーラヤキ自治体)を選定し、2000年の議会決定による処分地選定に向けて1999年5月に国に対し申請を行ったところである。

高レベル放射性廃棄物の処分事業は、極めて公共性が高く、かつ、長期安全性・安定性を求められるものであり、法制度により担保することが重要。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案の概要

○スキーム図



○法案の骨子

- (1) 国の基本方針及び最終処分計画の明確化
特定放射性廃棄物の最終処分を進めるための基本的な方針、最終処分の全体計画を通商産業大臣が策定し、閣議決定。
- (2) 拠出金の納付
原子力発電事業者は、通商産業大臣が決定する額の拠出金を処分実施主体に拠出。拠出金に見合う放射性廃棄物の処分は処分実施主体が行う。
- (3) 処分地等の選定
処分実施主体による処分地等の選定が行われた場合には、通商産業大臣が都道府県知事、市町村長の意見を聴いて、最終処分計画を改定。また、選定の際の調査・評価事項の明確化。
- (4) 処分実施主体
・ 特定放射性廃棄物の最終処分等を行うため、処分実施主体（本法に基づく認可法人）を設立。
・ 通商産業大臣は、処分実施主体の設立の認可を行い、また処分実施主体の管理・監督を行う。
・ 処分実施主体が不測の事態により業務困難となった場合において、業務の引継ぎ等は、別途法律に定める。また、処分実施主体の解散の歯止めに関する規定を設ける。
- (5) 資金管理主体
・ 処分実施主体に納付された拠出金は、通商産業大臣が指定する公益法人である資金管理主体が管理（指定法人）。
・ 資金管理主体が、透明かつ健全な資金管理を行うよう、通商産業大臣が厳正に管理・監督。
- (6) その他
最終処分施設の保護のために必要な措置。